

令和6年度分 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

(令和6年4月1日～令和7年3月31日に請求があったものを公表しています)

情報公開制度とは

市が保有している情報を知りたいときに、いつ・誰でも情報の公開を請求することができる権利を保障するものです。

個人情報保護制度とは

市が保有する個人情報の適正な取扱いルールを定めるとともに、自己情報をコントロールする権利(自分に関する情報の開示や訂正等を請求する権利)を保障するものです。

実施機関	情報公開制度に基づく公文書公開状況(単位:件)							個人情報保護制度に基づく自己情報開示等状況(単位:件)					
	請求件数	決定内容				請求 取下 げ	審査 請求	請求件数	決定内容			請求 取下 げ	審査 請求
		全部 公開	一部 公開	非 公開	公文書 不存在				全部 公開	部分 公開	不開示(不 存在を含む)		
市長	総務部	2	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0
	企画部	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	防災広報対策部	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	財務部	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	福祉部	3	2	0	0	0	1	5	4	1	0	0	0
	こども未来部	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0
	市民生活部	6	2	5	0	2	0	11	1	3	5	0	0
	経済産業部	7	4	3	2	4	1	0	0	0	0	0	0
	農林水産部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都市建設部	12	5	6	0	4	2	0	0	0	0	0	0
	水道部	4	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0
	会計課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	37	16	17	5	11	7	19	5	7	5	0	0
その他	教育委員会	6	3	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0
	選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	消防本部	2	1	1	0	0	0	3	1	2	1	0	0
	議会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	8	4	4	1	2	0	3	1	2	1	0	0
	合計	45	20	21	6	13	7	22	6	9	6	0	0

※うるま市情報公開条例第25条及び同条例施行規則第12条、うるま市個人情報の保護に関する法律施行条例第11条に基づいて公表しています。

※1つの請求に対して複数の決定を行うこともあるため、請求件数と決定内容の合計は必ずしも一致しません。

☆情報の公開等の請求は、うるま市役所本庁舎西棟3階 市政情報センター(総務政策課内)へお問合せください。

問 総務政策課 ☎973-0606

戦没者等の遺族に対する第十二回特別弔慰金について

第十二回特別弔慰金の受付が開始されます。前回うるま市で請求された方につきましては、5月下旬から順を追って請求案内予定です。請求案内通知が届きましたら福祉政策課にて手続きをして下さいますようお願いいたします。

請求期間 4/1(火)からR10.3/31(金)まで(この期間を過ぎると請求できなくなります。ご注意ください。)

【対象】次の順番による先順位のご遺族一人

- ①弔慰金受給権者 ②戦没者等の子 ③戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。)
- ④上記①から③以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)(戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。)

※特別弔慰金の支給対象遺族は、戦没者等の死亡当時の遺族(生まれていたこと)が要件となっています。なお、子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。



問 福祉政策課 ☎989-0203